

# 会員規約

本規程は、  
特定非営利活動法人国際AKIBA総合支援協会JAPANの会員に  
関する事項を定めるものである。

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、「特定非営利活動法人国際AKIBA総合支援協会JAPAN」(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、神田・秋葉原地区の伝統や文化に関する情報発信および地域美化活動を行うことで、地域の発展と国際的な相互理解の促進に寄与することを目的とする。

(会員の種類)

第3条 本会の会員は、以下のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し運営に関与する目的で入会した個人
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し賛助する目的で入会した個人及び団体

(活動内容)※載せるか相談

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 神田・秋葉原地区の街の魅力を世界へ発信する事業
- (2) 神田・秋葉原地区における伝統、カルチャーなどの教育事業
- (3) 神田・秋葉原地区における環境浄化事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員・入会申し込み等

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し運営に関与する目的で入会した個人
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し賛助する目的で入会した個人及び団体

## (入 会)

第6条 1 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

## (入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

|         |        |                 |
|---------|--------|-----------------|
| (1) 入会金 | 正会員個人  | 0円              |
|         | 団体     | 0円              |
|         | 一般会員個人 | 0円              |
|         | 団体     | 0円              |
| (2) 年会費 | 正会員個人  | 0円              |
|         | 団体     | 0円              |
|         | 一般会員個人 | 一口1000円(一口以上)   |
|         | 団体     | 一口10,000円(一口以上) |

(反社会的勢力の排除)※載せるか相談

第9条 会員は、現在、以下の各号にいずれも該当しないことを当団体が用意した様式を用いて表明する。

- (1)暴力団
- (2)暴力団員
- (3)暴力団準構成員
- (4)暴力団関係企業
- (5)その他前各号に準じる者

## 第3章 会員資格の損失等

---

### (会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

## (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)この定款に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

この法人の定款に相違ない。

特定非営利活動法人国際AKIBA総合支援協会JAPAN

理事長 前田義和